

小規模宅地等、特定計画山林又は特定事業用資産についての課税価格の計算明細書

被相続人

第11・11の2表の付表2（平成27年分以降用）

この表は、被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうちに、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となりうる財産がある場合に記入します(裏面1参照)。

1 特例の適用にあたっての同意

(注)「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得した全ての人の同意が必要です。

私（私たち）は下記の「2 特例の適用を受ける財産の明細」の(1)から(3)までの明細において選択した財産の全てが、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等、同法第69条の5第1項に規定する選択特定計画山林又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が租税特別措置法第69条の4第1項、同法第69条の5第1項又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。	特例の対象となり得る財産を取得した全ての人の氏名	

2 特例の適用を受ける財産の明細

(注) 特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

- (1) 小規模宅地等の明細
第11・11の2表の付表1の「2 小規模宅地等の明細」のとおり。
- (2) 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細
第11・11の2表の付表3のとおり。
- (3) 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細
第11・11の2表の付表4の「1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」のとおり。

3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算

この欄は、「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」について2以上の特例を適用する場合に記入します。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積			
	① 限度面積	② 特例の適用を受ける面積 (裏面2参照)	③ 特例適用残面積 (①-②)
	200㎡又は400㎡	㎡	㎡

(注)「特定事業用資産の特例」の適用がない場合には①欄の「限度面積」は200㎡により、同特例の適用がある場合には400㎡により③欄「特例適用残面積」を計算します。

(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額等の計算			
④ 特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定受贈同族会社株式等に係る各法人の株式（出資）の時価総額の半に相当する金額の合計額 ※ 10億円を超える場合は10億円となります。	⑤ 特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額 $(④ \times \frac{③}{①})$	⑥ ⑤のうち特例の適用を受ける価額（第11・11の2表の付表3の特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額（⑧欄の金額））	⑦ 特例適用残価額 (⑤-⑥)
円	円	円	円

- (注) 1 ③欄が0となる場合には、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。
- 2 小規模宅地等の特例の適用がない場合には、⑤欄には④欄の金額を転記します。
- 3 被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の④欄の金額については、税務署にお尋ねください。

(3) 特定計画山林の特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算			
⑧ 特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定（受贈）森林経営計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	⑨ 特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額 $(⑧ \times \frac{③}{①})$ 又は $(⑧ \times \frac{⑦}{④})$	⑩ ⑨のうち特例の適用を受ける価額（第11・11の2表の付表4の「3 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+B」欄の金額）	
円	円	円	

- (注) 1 ③欄が0となる場合又は⑦欄が0となる場合には、特定（受贈）森林経営計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。
- 2 小規模宅地等の特例を適用し、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用しない場合において、③欄に特例適用残面積が生じたときの⑨欄は、「 $(⑧ \times \frac{③}{①})$ 」により計算します。
- 3 特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合（併せて小規模宅地等の特例を適用する場合を含みます。）において、⑦欄に特例適用残価額が生じたときの⑨欄は、「 $(⑧ \times \frac{⑦}{④})$ 」により計算します。

〔記入に当たっての留意事項〕

この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。

1 この表における「小規模宅地等の特例」とは、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等の特例を、「特定計画山林の特例」とは、同法第69条の5第1項に規定する特定計画山林の特例を、「特定事業用資産の特例」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法（「旧租税特別措置法」といいます。）第69条の5第1項に規定する特定事業用資産の特例をいいます。

2 「3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」

「（1）小規模宅地等の特例の適用を受ける面積」の「②特例の適用を受ける面積」の計算は、次の区分に応じて、それぞれに掲げる算式により計算します。

（1）特定事業用資産の特例の適用がない場合は、次に掲げる算式により計算します。

$$[\text{特定居住用宅地等の面積}] \times \frac{200}{330} + \left[\begin{array}{l} \text{特定事業用宅地等及び} \\ \text{特定同族会社事業用宅} \\ \text{地等の面積の合計} \end{array} \right] \times \frac{200}{400} + [\text{貸付事業用宅地等の面積}]$$

（2）特定事業用資産の特例の適用がある場合は、次に掲げる算式により計算します。

$$[\text{特定居住用宅地等の面積}] \times \frac{5}{3} + \left[\begin{array}{l} \text{特定事業用宅地等及び} \\ \text{特定同族会社事業用宅} \\ \text{地等の面積の合計} \end{array} \right] + [\text{貸付事業用宅地等の面積}] \times 2$$

（注） 上記（1）及び（2）の〔特定居住用宅地等の面積〕、〔特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等の面積の合計〕及び〔貸付事業用宅地等の面積〕とは、申告書第11表・11の2表の付表1の「○「限度面積要件」の判定」欄の①特定居住用宅地等の⑩欄の面積、②特定事業用宅地等及び③特定同族会社事業用宅地等の⑩欄の面積の合計及び④貸付事業用宅地等の⑩欄の面積です。